

菊池市議会政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、菊池市議会政治倫理条例(平成17年条例第227号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会)

第2条 条例第8条第1項に規定する菊池市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)の運営等に関し必要な事項は、菊池市政治倫理条例施行規則(平成18年規則第5号)で定めるものとする。

(誓約書の提出)

第3条 条例第4条に規定する誓約書は、誓約書(様式第1号)とする。

(議員が事実上支配力を持つ法人の報告等)

第4条 条例第6条第2項に規定する報告書は、株券等過半保有報告書(様式第2号)とし、同条第3項に規定する報告書は、法人への事実上支配力を失った旨の報告書(様式第3号)とする。

2 議員は、株券等過半保有報告書の提出後に、法人の名称又は所在地に変更があったときは、それを証する書類の写しを速やかに議長に提出するものとする。

3 条例第6条第4項に規定する台帳は、議員が事実上支配力を持つ法人台帳(様式第4号)とし、議長は、当該台帳が常に最新の状態となるよう努めなければならない。

(事前届出)

第5条 条例第10条第1項の規定により調査を請求しようとする者は、当該請求を行う前に事前届出書(様式第5号)を議長に提出し、受理された後、調査請求を行うものとする。

2 議長は、前項の届出を受けたときは、直ちにその書面の写しを市長に送付するものとする。

(調査請求)

第6条 条例第10条第1項の規定により調査を請求しようとする者は、当該請求を行う時点において本市の選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1以上の者の連署をもって、調査請求書(様式第6号)を議長に提出しなければならない。

2 前項の調査請求は、この条例の施行の日前になされた事案については、これを行うことができないものとする。

- 3 第1項の調査請求書に添付の疑義を証する資料は、条例第3条の政治倫理基準又は第6条第1項の市との請負契約等に関する遵守事項に違反する疑いのある事実を証する書面でなければならない。

(資産報告書の提出)

第7条 条例第12条の規定に基づき審査会が提出を求める資産報告書(様式第7号)の内容は、次に掲げるもののうち、審査会が指定するものとする。

(1) 資産の内容

ア 不動産の各物件の明細及び価額(本人が現に居住する建物及びその土地を除く。)

イ 動産、債権及び債務の明細並びに価額(本人が現に居住の用に供している備品、3親等以内の親族間の債権及び債務並びに現に居住する建物及びその土地に係る債務を除く。)

ウ 公債、社債、株式(出資を含む。)その他の有価証券又は先物商品の取引の明細、期日及び価額

エ 不動産権益の購入、売却又は交換についての明細、期日及び価額(本人が現に居住する建物及びその土地を除く。)

(2) 収入及び贈与の内容

ア 給与、報酬、配当金、利子、賃貸料、謝礼金その他これらに類する収入の出所、期日及び金額(1出所当たり5万円未満のものを除く。)

イ 贈与及びもてなし(交通、宿泊、飲食、娯楽等)の出所、内容、期日及び金額又は価額(1出所当たり5万円未満の贈与及びもてなしを除く。)

(3) 地位及び肩書

ア 企業、非営利団体その他の団体(宗教的、社交的又は政治的団体を除く。)において有する全ての地位及び肩書

イ 本人がその職を退いた後の雇用に関する契約その他の取決めについての当事者及び条件

(4) その他審査会が必要と認める書類

- 2 審査会は、資産報告書の提出を求めるに当たっては、相当の期限を付することができる。

(勧告の種類)

第8条 条例第11条第4項の規定による勧告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 議長による口頭注意
- (2) 文書による嚴重注意
- (3) 一定期間の会議出席の自粛勧告
- (4) 議会における役職の辞任勧告
- (5) 議員辞職勧告

(説明会)

第9条 議長は、条例第17条第1項の規定により説明会を開くときは、開催の日時、場所その他必要な事項を定め、開催日の1週間前までに告示しなければならない。

2 議長は、議員がやむを得ない理由により出席できないときは、その前日までに弁明書を提出させるものとする。

3 前項の規定による弁明書が提出されたときは、その旨を告示するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。